

第7章 用語解説

I. 社会的ハイリスク妊娠・特定妊婦に関する用語

特定妊婦

児童福祉法において「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と規定されている。厚生労働省の虐待対応の手引き¹⁾では、具体的に、若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届、妊婦健康診査未受診等、多胎、妊婦の心身の不調が挙げられている。

また、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）²⁾の用語解説では、「特定妊婦は、妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合で、妊娠届が未提出であったり妊婦健診が未受診であったりする場合がある。」とされている。

未受診妊婦

妊婦健診を一度も受診することなく分娩する妊婦。また、妊婦健診を1～2回程度受診したのみで「飛び込み分娩」をする妊婦も、診療においては一度も受診していない妊婦とほぼ同様な対応を迫られるため、未受診妊婦とされている³⁾。未受診妊産婦を表す用語は統一されておらず、飛び込み分娩、未受診妊婦、妊婦健診未受診者、等が使用されており、定義が不明確であるという報告もある⁴⁾。

社会的ハイリスク妊娠

社会的ハイリスク妊娠とは、経済的要因・家庭的要因などにより、子育て困難が予想される妊産婦である。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

親密な関係の現在または過去のパートナーまたは配偶者からの身体的、精神的、性的な危害となる行為であり、身体的な攻撃、性的行為の強要、精神的虐待、支配的行動が含まれる⁵⁾。

予期しない妊娠／計画していない妊娠

様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること⁶⁾。

II. 児童虐待に関する用語

児童虐待

児童虐待防止法において、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う行為で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類される⁷⁾。

- ①身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、など。
- ②性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、など。
- ③ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など。
- ④心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）など。

マルトリートメント (maltreatment)

「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である⁸⁾。CDC (Centers for Disease Control and Prevention) の定義では、マルトリートメントとは18歳未満の子どもに対する全ての子ども虐待とネグレクトを含むとされており、諸外国ではマルトリートメントという概念が一般化しており、これは日本の児童虐待に相当する⁹⁾。

胎児虐待

胎児の生命をおびやかしたり深刻な健康被害をもたらしたりするおそれのある行為¹⁰⁾。

医療ネグレクト

以下を全て満たす状況で、子どもに対する医療行為（治療に必要な検査も含む）を行うことに対して保護者が同意しない状態である¹¹⁾。

- ・子どもが医療行為を必要とする状態にある。
- ・その医療行為をしない場合、子どもの生命・身体・精神に重大な被害が生じる可能性が高い（重大な被害とは、死亡、身体的後遺症、自傷、他害を意味する）。
- ・その医療行為の有効性と成功率の高さがその時点の医療水準で認められている。
- ・（該当する場合）子どもの状態に対して、保護者が要望する治療方法・対処方法の有効性が保障されていない。
- ・通常であれば理解できる方法と内容で子どもの状態と医療行為について保護者に説明がされている。

乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome : SBS)

虐待による頭部外傷で、乳幼児を揺さぶることによる暴力的な鞭打ち状態。揺さぶりの後にぶつけられることもある。ただし、いずれも揺さぶられていることが重要であることに変わりはない。ぶつけられる場所は柔らかい枕やソファでも揺さぶられる力が増幅されて大きな障害に結びつく。好発年齢は乳児に多く、臨床所見では頭蓋内出血や網膜出血などを有する¹²⁾。

要保護児童

児童福祉法において、要保護児童とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められた児童と定義されている。

虐待の世代間連鎖

日本虐待を受けた子どもが、大人になって自分の子どもに対して親から受けたのと同じような虐待をしてしまう、というように、世代を超えて虐待が伝達されていくこと¹³⁾。

しつけ

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為であるが、日本においては「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在する。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられる¹⁴⁾。

いじめ

いじめ防止対策推進法において、いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

養子縁組制度

養子縁組制度には、「普通養子縁組」と「特別養子縁組」がある。普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。養親と養子の同意により縁組が成立する。戸籍の表記には実親の名前が記載され、実父母との親族関係は終了しない。特別養子縁組は、実親との法的な親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできる¹⁵⁾。

III. 社会的ハイリスク妊婦の支援に関する用語

切れ目のない支援

切れ目のない支援は、平成26(2014)年の妊娠・出産包括支援モデル事業からキーワードになった。佐藤(2018)は切れ目のない支援について以下のように述べている。「切れ目のない支援とは筋が通ったその親子のストーリーに沿った支援と考える。筋が通ったとは、利用者側の日々の生活や親子の育ちを、利用者を中心に考える姿勢である。親子のストーリーに沿うことは、その親子のことは妊娠期から継続して知っている、という個と個の支援である」¹⁶⁾。

ポピュレーションアプローチ

公衆衛生の予防活動戦略の一つとして英国の疫学者 Rose, G. によって示された。疾患の罹患と因果関係が明らかになっている決定要因をコントロールするために、高いリスクをもつ個人に限定せずに集団全体に働きかけることにより、リスクレベルの平均値を下げ、それにより集団全体の疾病罹患数を下げる手法である¹⁷⁾。

ハイリスクアプローチ

公衆衛生の予防活動戦略の一つとして英国の疫学者 Rose, G. によって示された。ハイリスクアプローチは、疾患に罹患しやすい高いリスクをもつ個人に焦点を当てて働きかけることにより、集団全体のリスクを下げる手法をいう。集団の中で高いリスクをもたない個人への不必要な介入を避けることができるため効率性が高い¹⁸⁾。

ネウボラ (neuvola)

フィンランド語で「アドバイスの場」(ネウヴォ neuvo はアドバイス・助言、ネオボラ neuvola アドバイスの場)を意味する。妊娠期から就学前の子ども家族を対象とする支援制度であり、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援はもちろん、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートも目的とした出産・子育て家族サポートセンターをいう。日本国内では、このフィンランドのネウボラを参考に、妊娠期から子育て期までの親を支える子育て世代包括支援センターを、2020年度末までに全国展開することを目指している¹⁹⁾。

要保護児童対策地域協議会 (要対協)

児童福祉法の一部改正(平成16年)にて、「地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる。」と要保護児童対策地域協議会が規定された。要対協は、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議が目的であるが、特徴として、責任体制の明確化、守秘義務による情報共有、関係機関等への協力要請によって、早期発見・早期対応、隙間に落ちる事例の防止が可能となる。要対協には、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等がある。

産後ケア事業

母子保健法の一部改正(令和元年)により市町村の努力義務として産後ケア事業が規定された。その目的は「家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する」ことである。産後ケア事業には、短期入所事業、通所事業、訪問事業がある。

IV. その他の関連する用語

アタッチメント

アタッチメント対象(主養育者、親等)に対する子どもの結びつき(絆)であり、子どもの内部にある感情と行動システムを指す²⁰⁾。

ボンディング

親から子への感情(emotions and feelings)面での絆(tie)であり、出生前から長期的に存在するものをいう²¹⁾。

ボンディング障害

我が子を愛おしく思い、親として守ってあげたいと思うといった、親が子どもに抱く情緒的絆の欠如が挙げられ、このような親の状態をボンディング障害という²²⁾。

エジンバラ産後うつ質問票 (Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS)

産後うつ病をスクリーニングするツールである。国内外で妊娠中から使用され、妊婦並びに出産後1年未満の女性を対象に使用されている。質問項目は10項目からなり4段階で評価する自己記入式質問票で、総合点9点以上が「うつ病の可能性が高い」とするものであるが、8点以下はうつ病ではない、と判断するものではない²³⁾。

赤ちゃんへの気持ち質問票

母親が子どもへ抱く気持ち(愛着)について調査する簡便な質問票であり、1歳未満の子どもを持つ母親に実施する。10項目の質問項目からなり、0～3点の点数の自己記入した回答の総合計点は30点である。得点が高いほど子どもへの否定的な感情が強い。カットオフ値はないが、合計点が3点以上つければ、点数がついた項目について、育児に対する気持ちを丁寧に具体的に話してもらい、受容しながら傾聴する。妊娠中は使用しないことに留意する²⁴⁾。

育児支援チェックリスト

精神科既往歴、ライフイベント、住居や育児サポート、夫や実母等との関係など育児環境要因を評価するための9項目についての質問票である。回答に対する詳細な聞き取りを行なうことで、母親の抱えている背景要因を把握することができ、支援計画の立案が可能となる²⁵⁾。

【引用文献】

- 1) 厚生労働省, 「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン), 第4節 特定妊婦の把握と支援, P49, 313 2017.
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/6-10.pdf> (参照日:2018.11.29).
- 2) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, “政策について, 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第6次報告), 資料3用語解説,”.
- 3) 水主川純, 箕浦茂樹. 未受診妊婦. 周産期医学, 41 巻増刊号, 1007, 2011.
- 4) 井上寿美, “周産期医療を組み込んだ子育てハイリスク群支援ネットワークの実践モデルに関する研究,” 科学研究費助成事業研究成果報告書, 2013.
- 5) 日本助産学会, 助産用語集, 日本助産学会助産用語特別検討委員会案, 40, 2018. <https://www.jyosan.jp/uploads/files/journal/josanyougo.pdf> (参照日:2020.9.30).
- 6) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第16次報告
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533868.pdf> (参照日:2020.12.14)
- 7) 厚生労働省, 第1章子ども虐待の援助に関する基本事項, 厚生労働省ホームページ, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html>. (参照日:2018.7.10).

- 8) 文部科学省, 第2章 児童虐待の理解. 養護教諭のための児童虐待対応の手引, 8.
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2015/05/21/1233279005.pdf (参照日:2020.9.30).
- 9) 奥山眞紀子, “マルトリートメント (子ども虐待) と子どものレジリエンス,” 学術の動向,46-47, 2010.
- 10) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター, ホームページ. 「胎児虐待」について児と母を守るため診療ガイドで対応に言及, 背景・目的.
<https://www.ncchd.go.jp/press/2017/taiji.html>(参照日:2020.9.30)
- 11) 宮本信也, 法務省, 法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会第4回会議, 参考資料8-3, 医療ネグレクトの定義, 法務省ホームページ, 2010.6.10 発行.
- 12) 日本小児科学会ホームページ, 2014. 学会からの提言・主張, 子ども虐待診療の手引き第2版, 7-8.
http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=25 (参照日:2020.12.12)
- 13) 満留昭久, 2013. 悲しいことば. 教育と医学. 61 (10). 慶應義塾大学出版.
- 14) 厚生労働省, 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～, 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会, 2020. <https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000598139.pdf>[検索日:2020-9-30].
- 15) 厚生労働省ホームページ, 政策について, 子ども子育て 子ども子育て支援 社会的養護 特別要支援組制度について, 普通養子縁組と特別養子縁組のちがい・特別養子縁組の成立件数・参照条文
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000637049.pdf>(参照日:2020.12.9)
- 16) 佐藤拓代. (2018). 子育て世代包括支援センターと切れ目のない支援とは. 小児保健研究, 77(4), 319-321. <http://search.jamas.or.jp/link/ui/2018339906> (参照日:2020.12.13)
- 17) 永井良三, 田村やよひ. (2013). 看護学大辞典 第6版 メヂカルフレンド社. P2039.
- 18) 永井良三, 田村やよひ. (2013). 看護学大辞典 第6版 メヂカルフレンド社. P1747.
- 19) 日本助産学会, 助産用語集, 日本助産学会助産用語特別検討委員会案, 43,2018. <https://www.jyosan.jp/uploads/files/journal/josanyougo.pdf> (参照日:2020.9.30).
- 20) 日本助産学会, 助産用語集, 日本助産学会助産用語特別検討委員会案, 1, 2018. <https://www.jyosan.jp/uploads/files/journal/josanyougo.pdf> (参照日:2020.9.30).
- 21) 日本助産学会, 助産用語集, 日本助産学会助産用語特別検討委員会案, 56, 2018. <https://www.jyosan.jp/uploads/files/journal/josanyougo.pdf> (参照日:2020.9.30).
- 22) 日本周産期メンタルヘルス学会, CQ ボンディング障害 (母親から子どもへの情緒的絆を築くことの障害) への対応は?, 周産期メンタルヘルスコンセンサスガイド.
http://pmhguideline.com/consensus_guide/consensus_2017.html. (参照日:2018.4.12).
- 23) 日本産婦人科医会. (2017). 妊産婦メンタルヘルスマニュアル～産後ケアへの切れ目のない支援に向けて～, P42-43. www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/03/mentalhealth2907_L.pdf (参照日:2020.12.9)
- 24) 日本産婦人科医会. (2017). 妊産婦メンタルヘルスマニュアル～産後ケアへの切れ目のない支援に向けて～, P44-45. www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/03/mentalhealth2907_L.pdf (参照日:2020.12.9)

- 25) 日本産婦人科医会 . (2017). 妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル～産後ケアへの切れ目のない支援に向けて～, P40-41. www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/03/mentalhealth2907_L.pdf
(参照日 :2020.12.9)